No.	ご意見の要旨	ご意見に対す	ける県の考え方
1	第1章(1)計画の趣旨及び位置づけ 〇第2段落として、障害者総合支援法の基本理念(第一条の二) を簡潔に明示する1文をいれることができないでしょうか。法と 本計画設定の趣旨を明示する叙述を是非にと思います。	国基本指針に即して、障害者総合支援 成しており、ご意見の意図を含んだ記載	法や児童福祉法の基本理念を踏まえて作 としています。
	第3章(5)障がい児支援の提供体制の整備等について  ○課題に聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては~とあるが、盲ろう児支援の相談機関、教育機関がないため、盲学校、ろう学校どちらで教育を受けるのがふさわしいのか親は選択に悩む。しかし、盲ろう児も乳幼児期から適切な支援や教育を受けることで、他者とのコミュニケーションをとることが可能になり、他の管害者のように進学や就学が可能になる。 島根県盲ろう者通訳・介助員派遣事業では18歳以下の盲ろう者も登録できるが、この制度の認知度が低いため、盲ろう児を抱える親はもちろんのこと、教育関係者や医療従事者、福祉関係者も制度があることを知らない。 親には手帳交付の際に、支援制度があることを周知してほしい。また、教育機関には支援制度があることをもっと周知してほしい。また、教育機関には支援制度があることをもっと周知してほしい。	第3章(5)P15〈課題〉、P17〈取組 なお、支援制度については、引き続き 変更前 〈課題〉 聴覚障がい児を含む難聴児の支援	
2		に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。	の支援に当たっては、保育、保健医療、 教育の関係機関と連携し、切れ目のない 支援を行うことが重要です。
		に、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障がい)等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制	聴覚障がい児を含む難聴児 <u>や盲ろう児</u> が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障がい)等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組みます。

## 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関する パブリックコメント等に対する県の考え方

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
	第3章(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築  ○『第5章人材育成及びサービスの質の向上のための取組』において、「良質なサービスを安心して利用できるようにするためには、障害福祉サービス従事者の養成と資質の向上が重要であることから、研修等による人材の育成に取り組みます」とされております。  そこで、次期計画の新規項目である『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築』の取組にも、適正な運営を行うため、人材の確保について明示されたい。	「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については、新たな項目として、県や市町村の取組に係る体制について記載しており、人材育成や障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組については、引き続き第5章で記載をしております。
	第4章(1)訪問系サービス ○第4章の訪問系サービスに、昨年10月施行となった「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、市町村での具体化に応じて計画設定をしていくということを明示してください。とても重要な制度が実現された時なので、県が積極的に対応していくという態度表明を記してほしいと思います。	「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」は、障害福祉サービスとは異なり、市町村が実施主体となる地域生活支援事業ですので、県の障がい福祉計画で取り上げることはなじまないと考えています。 なお、県としては、市町村が地域生活支援事業を円滑に実施できるよう、引き続き支援をしてまいります。
5	第7章 出雲障害保健福祉圏域の活動指標について 〇発達障がい者等に対する支援は、県実施事業との連携・協力により実施することとしているため、目標値を定めていないので、「0」を「-」と表記していただきたい。	活動指標(発達障がい者等に対する支援)については、現状の支援プログラム等の実施状況等を勘案し、受講者数等の見込みを設定することが適当とされていることから、本計画においては、これらの状況を踏まえたものとして、見込量を設定することとします。

## 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関する パブリックコメント等に対する県の考え方

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6	コラム「あいサポート運動について」 ○「障がいのある方」という表記がされています。行政や障害のない県民の皆さんが障害者にへりくだらないといけないのかなというような違和感があります。「障害のある人」の方がすっきりしていると思います。	「障がいのある方」という表記を「障がいのある人」という表記に修正しました (P3)。
7	島根県障害者差別解消条例(仮称)の制定目標について 〇島根県障害者差別解消条例(仮称)の制定目標や制定姿勢を記述してください。	ご意見の趣旨は、障害福祉サービス等の見込量等を定める本計画で取り上げることはなじまないと考えています。 なお、条例の有無に関わらず、県民の障がい理解を進め、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に生きる社会の実現を目指してまいります。 県民の障がい理解を進めるため、あいサポーターやあいサポート企業を増やす取組を一層進めてまいります。
8	意思疎通支援事業(代筆・代読)について 〇視覚障がい者に対する意思疎通支援事業としての代筆・代読事業の計画を、計画の中に策定していただきたい。	視覚障がい者に対する代筆・代読を含む「意思疎通支援事業」は、市町村が実施主体となる地域生活支援事業ですので、県の計画で取り上げることはなじまないと考えています。 なお、県としては、市町村が地域生活支援事業を円滑に実施できるよう、引き続き支援をしてまいります。
9	視覚障がい者に係る数値目標の設定について ○項目として次の数値目標を設定 ①「就労」の中に在宅就労の数値目標の設定を ②「情報保障」の数値目標を 視覚障害者にとっての情報収集(発信)には大きなバリアが存在。その情報障害をいかに解消していくか、情報提供保障の度合いを数値で示す。	ご意見の趣旨は、障害福祉サービス等の見込量等を定める本計画とは関連性が低く、計画で取り上げることはなじまないと考えています。 なお、いただいたご意見については、今後施策を推進するうえで参考とさせていただきます。

## 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関するパブリックコメント等に対する県の考え方

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
	按摩、鍼灸業に対する支援計画について ○視覚障がい者の唯一の職業である按摩、鍼灸業に対する支援計画を、計画の中に策定していただきたい。	ご意見の趣旨は、障害福祉サービス等の見込量等を定める本計画とは関連性が低く、計画で取り上げることはなじまないと考えています。
11	障害支援区分について  ○障害支援区分の記載に、てんかんの記述として、あるなし以外の記載欄がありません。 発作がない時に出来る事でも発作時にはできなくなります。 記載として、できないベースでということになっているにも関わらず年、月、週単位の発作回数だけでは適切なサービス提供につながりません。調査員の方の聞き取り技術がないと何の問題もなしとみなされがちです。	障害支援区分認定調査員研修の際に、日常生活の状況や、てんかん発作の症状 やその頻度等を特記事項に記載するよう、留意する必要があることを伝えており ます。 今後も、引き続き、研修を通じて伝えてまいります。
12	新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業所への支援 コロナ禍で、小さな事業所(作業所)などの工賃が下がった り、受注量が減り困っているところがあるようです。この様な状 況に対して是非、補助金を出していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の影響に対する就労継続支援事業所に対する支援として、以下の事業を実施しています。 ・共同受注窓口の強化 ・他分野への参入・転換の取組支援 ・生産活動収入が相当程度減少している事業所への費用助成 ・在宅就労を推進するためのテレワークシステム導入費用助成

※上記のほか、障害福祉サービス等、障害児通所支援等以外の障がい福祉施策全般についてご意見をいただきましたが、これら意見については、今後の 取組の参考とさせていただきます。